

建設工事契約に係る関係書類の変更について

令和 7年 3月26日
契約検査管理課契約係担当

建設工事の契約締結を行った事業者から、監督員を通して契約検査管理課に提出していただく下請負人の通知方法について、工事書類の簡素化を図り事業者の負担軽減につなげる観点から、下記の通り変更いたします。

記

1 下請負人の通知方法（監督員を通して契約検査管理課に提出）

いままでの方法

《着手後》
○一次下請
「下請負人選定通知書」
※下請契約書の写（又は請書の写）添付
○二次以下下請
「下請負人選定通知書」
※下請契約書の写（又は請書の写）不要
【時期】
・下請契約締結後、下請工期開始前日までに提出
・新たな下請契約の度に提出

《完成通知時》
○一次下請
「下請負人実績報告書」
※変更後又は追加分の下請契約書の写（又は請書の写）添付
○二次以下下請
「下請負人実績報告書」
※下請契約書の写（又は請書の写）不要

変更後

《着手後》
○一次下請
「施工体制台帳」の写、「施工体系図」の写
※下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)
※建設業退職金共済組合加入確認書類を添付(注2)
○二次以下下請
「施工体系図」の写
※下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)
※建設業退職金共済組合加入確認書類を添付(注2)
【時期】
・下請契約締結後、下請工期開始前日までに提出
・新たな下請契約の度に提出
・「施工体系図」の写は、変わる度に提出

《完成通知時》
○一次下請
○二次以下下請
※変更後又は追加分の下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)（当初契約から変更がなければ、提出不要）
※単価契約の場合は、最終的な総額がわかる内訳書等の提出

受注者が作成する必要のある「施工体制台帳」「施工体系図」を活用しますが、金額を確認するため、二次以下の下請の場合も、「下請契約書（又は請書）」の写の添付をお願いいたします。

.....減る分

.....増える分

(注1) 契約書（請書）の写を契約検査管理課に提出する際は、約款部分の省略可

(注2) 建設業退職金共済組合（建退共）加入確認書類として、「建設業退職金共済契約者証」又は建退共が発行する「加入・履行証明書」のいずれかの写を添付してください。未加入であれば添付の必要はありません。

2 完成時提出書類として、「下請負人実績及び建設業退職金共済証紙貼付実績書」を作成しました。「建設業退職金共済証紙貼付実績書『元請用』・『下請用』」の代わりに使用できます。

3 変更日 令和7年4月1日以降契約分より

